(二)　幼稚園及び特別支援学校
(三)　病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）及び助産所（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。）

3　法第七三条第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとすることとした。（第二二条関係）

(一)　非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為（法第七二条第一項に規定する開発行為をいう。3の(二)において同じ。）
(二)　仮設の建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

4　法第八二条第二号の政令で定める行為は、次に掲げるものとすることとした。（第二三条関係）

(一)　非常災害のために必要な応急措置として行う建築
(二)　仮設の建築物の建築
(三)　特定用途（2の(一)から(三)までに掲げる用途をいう。以下同じ。）の既存の建築物（法第七二条第一項の規定による津波災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）の指定の日以後に建築に着手されたものを除く。）の用途を変更して他の特定用途の建築物とする行為

5　法第八四条第一項第二号（法第八七条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める居室は、次の(一)から(四)までに掲げる用途の区分に応じ、当該(一)から(四)までに定める居室（当該用途の建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第七三条第一項に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあっては、当該他の居室）とすることとした。（第二四条関係）

(一)　2の(一)に掲げる用途（5の(二)に掲げるものを除く。）　寝室（入所する者の使用するものに限る。）
(二)　2の(一)に掲げる用途（通所のみにより利用されるものに限る。）　当該用途の建築物の居室のうちこれらに通う者に対する日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的のために使用されるもの
(三)　2の(二)に掲げる用途　病室
(四)　2の(三)に掲げる用途　病室その他これに類する居室

6　法第八六条第三項（法第八七条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とすることとした。（第二五条関係）

二　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

1　工事完了前の宅地又は建物の売買等に関する広告及び契約の締結に必要な法令に基づく処分として、特別警戒区域における特定開発行為の許可等の処分を定めるものとすることとした。（第二条の五関係）

2　宅地又は建物の売買等の契約の成立までに契約しようとする者に説明すべき重要な事項として、特別警戒区域における特定開発行為の許可等の処分に関する事項を定めるものとすることとした。（第三条関係）

三　地方住宅供給公社法施行令等の一部改正関係

独立行政法人等を国の機関又は地方公共団体とみなして準用する規定として、法第七六条第一項（法第七八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八五条（法第八七条第五項において準用する場合を含む。）の規定を追加することとした。（第二条等関係）

四　不動産特定共同事業法施行令の一部改正関係

工事完了前の宅地又は建物に係る不動産特定共同事業に関する広告及び当該事業の実施に必要な法令に基づく処分として、特別警戒区域における特定開発行為の許可等の処分を定めるものとすることとした。（第六条関係）

五　この政令は、法附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成二四年六月一三日）から施行することとした。

◇**工場立地法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五九号）（経済産業省）

1　工場立地法の届出を要しない工場又は事業場に、太陽光を電気に変換する発電所を追加することとした。（本則関係）

2　施行期日等（附則関係）

(一)　この政令は、公布の日から施行することとした。
(二)　この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。

政　令

津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百五十七号

津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）附則ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十四年六月十三日とする。

国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦

津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百五十八号

津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の一部の施行に伴い、同法第七十三条第一項、第二項第一号及び第四項第三号、第八十二条第二号並びに第八十四条第一項第二号及び第八十六条第三項（これらの規定を同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正）

第一条　津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「障害者福祉サービス事業」を「障害福祉サービス事業」に改める。

本則に次の六条を加える。

（特定開発行為に係る土地の形質の変更）

第二十条　法第七十三条第一項の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一　切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖（地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この条において同じ。）を生ずることとなるもの

二　盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三　切土及び盛土を同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

2　前項の規定の適用については、小段その他のものによって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面（崖の地表面をいう。以下この項において同じ。）の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

（制限用途）

第二十一条　法第七十三条第二項第一号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

一　老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚